

Information Sheets

婦人のための法制の知識

第Ⅱ集

労働省 婦人少年局

第二集刊行について

社会を動かす法律や制度が、とかくむずかしいものとして、一般の人々から敬遠される傾きがありますが、国民の大多数特に婦人に十分理解してもらうために、やさしい、しかも權威ある手引をそなえたいというので作られたのが、このインフォメーション、シートですが、第一集は個人的参考書として、又団体やグループの研究會資料として各方面で使われてきました。

つづいて第二集も發刊の運びとなりましたが、婦人にも関心の深いもの六つを取上げてあります。第一集と同様に御利用いただきたいと思います。

尙第二集は、第一集のカバーの中に一諸に入れていただくため、カバーはつけてありません。つづけて第三集を出しますが、法制の知識はこの三集で一應終りにする予定です。

一九五〇年二月

勞働省婦人少年局

第二集目次

國際連合.....	A
新しい教育制度の要点.....	B
問題少年のあつかいかた.....	C
家庭裁判所.....	D
職業安定の話.....	E
労働組合とは.....	F



合 連 國

……世界平和のために……

世界の多くの國々は二十世紀になつてから二度までも大きな戦争の爲に徹底的な破壊をうけ、悲惨な体験をしました。又戦争國でも戦争のための荒廃に悩みました。戦争の苦しみは世界の人々の心にしみわたつています。しかも私達が身近に経験したように原子爆弾の発明によつて今後の戦争は今までとくらべものにならない苛酷なものになることも想像できます。戦争は再びくり返してはならない、世界の平和はどうしても守らなくてはならない、そして原子力は世界文明の発展のためにつかわなくてはならない、世界の人々は皆こう祈つています。この願いから生れたのが國際連合です。國際連合はいわば世界の隣り組で、各國がそれ／＼獨立國としての權利を保ちながら、手をつないで一つの組織を作つてゐるのです。

一、國際連盟と國際連合

第一次世界大戦のあとにも、世

界の國々はもう二度と戦争をしてはいけな、と考えました。そのために國々がお互いに相談、つくで話をきめて行くような機關を作つて、國と國の間に争いがおきた時にも仲裁役をして円満に解決するようにしたいと考え、一九二〇年一月十日に國際連盟が生まれまし。國際連盟は各國の間に平和と安全を保つばかりでなく、更に人類生活の幸福を推し進めるためにも各國の間の協力を実現しようと努力し、軍縮問題とか經濟問題とか人道問題とかいろいろ／＼なことをとり上げました。國際連盟の活動が、非常に盛んであつた一九三一年には五十五の國が、加盟していましたが、滿洲事變をきつかけに一九三三年以後日本を始めドイツ、イタリアなどが脱退し、次でソ連が除名され、もともと米國は入つていなかったもので、國際連盟は非常に弱く名ばかりのものになつてしまつて、第二次大戦を防ぐことができなくなつてしまひました。そして國際連合の誕生したあと一九四六年四月に成立以來二十六年目に解散しました。

さて第二次世界大戦の最中から、イギリス、アメリカ、ソ連などの代表者は何度か各地で會議をして、戦後の世界の平和をどうしてつくり出すかという問題を討議してゐました。そしてそれにはやはり世界の國々が手をつないで行くような組織が是非必要であり、しかもそれは國際連盟よりもつと強力なものでなくてはならないと考え、戦争の大勢がきまつた一九四四年十月にはアメリカのワシントン郊外のダンバートン、オースにイギリス、アメリカ、ソ連、中國の四國が集つて國際連合の原案が作られました。これがダンバートン、オース案です。

戰局がいよ／＼大詰めに近づいた一九四五年の四月二十五日から六月二十六日までの間、サンフランシスコで世界の五十の國々が参加して國際連合機構會議がひらかれました。そこでダンバートン・オース案を修正した國際連合憲章が作られ五十カ國が調印しました。その年の十月二十四日に憲章は正式に効力を發し、國際連合が誕生したのです。毎年十月二十四日はＵＮデー（國際連合デー）として世界各國で國際連合の發展に協力を誓う催しがあります。その後國際連合の参加國は増加し最も新しいイスラエルを加えて十九カ國となつてゐます。

二、國際連合の目的

國際連合は次のことを目的とします。

- 1 世界の平和と安全をまもること——戦争は二度とくり返したくないというのが世界各國の人々の最も大きな関心事ですから、國際連合の第一の目的は世界平和をまもることです。國際連合は平和を脅かすものをとり除くために努力し、國と國との間に争いが起つた時や、起りそうな時には間に立つて話しをつけ、平和的に解決をつけるようにします。話のつかない時は強制的な方法をとることもできます。
- 2 各國の親善をはかること——戦争がおきないようにするには國と國との間の友好關係が大切で、各國の平等と自主性を尊重した國際連合は友好關係を促進することを第二の目的とします。
- 3 經濟、社会面における國際的協力の促進——多くの戦争は國と國との間の經濟的不均衡や、その他の不調和から起ります。それで國際的な社会問題、文化問題、人道問題などを解決するために世界の人々が協力することが必要です。國際連合の第三の目的はこの協力をはかることです。これに附隨して、基本的人權と自由は人種や性別や言語や宗教の差にかかわらず、平等に尊敬されなければならぬという思想をひろめます。
- 4 國際的な動きを調節すること——以上の目的を達成するためには各國の行動を調和させる中心的存在となることが國際連合の第四の目的です。

三、國際連合の約束

國際連合憲章には國際連合の目的をはたすために各國のまもらなければならぬことが約束してあります。これは百十一カ條からなつていますが、その原則は次のようになります。

- 1 全加盟國は主權を有すること——つまり各國は國際連合に加盟してゐると同時に獨立の國家であること。そして各國は平等であること。
- 2 すべての國は忠実に憲章にきめられた義務をまもること。
- 3 すべての國は平和的な手段で紛争を解決すること。

4 どの國も國際連合の目的と矛盾するような行動をしたり、他の國の獨立を脅やかしたり兵力を用いたりしないこと。

5 國際連合が平和をまもるために何か行動を起す時は、各國はあらゆる援助をすること。又その時相手の國に対して手助けをしないこと。

6 國際連合に入っていない國でも、平和と安全をまもるために必要な時は憲章の線に沿つて行動させられること。

7 國際連合は、平和をまもるための他はどの國の國內政治にも干渉しないこと。

三、國際連合の仕組み

國際連合には六つの重要な機關があります。即ち總會、安全保障理事会、經濟社会理事会、信託統治理事会、國際司法裁判所、それから事務局で、この六つの機關を通して國際連合は活動します。

1 總會—國際連合の總會は人類の議會とか、世界の國會とかいわれ、毎年定期的に九月の第三火曜日から開かれ、その他にも必要な時には臨時的に開催されます。國際連合の加盟國は皆一票づゝの表決権をもつて集ります。總會では

憲章の範囲内でどんな事項でも審議できます。國際連合の予算をたてたり理事會の理事國をえらんだりする他各國の希望や意見をのべあつて問題の円満な解決をはかる討論會の役目をします。主要な問題をきめる時は三分の二の國人の賛成が必要とされています。總會は國際連合の中央機關で、國際連合の中の他のすべての機關はその活動についての報告書を總會に提出します。けれど總會は討議と勸告の機關で執行機關ではありませんから、總會できめたことは、國際連合内の機關や加盟各國に対する勸告という形で出されます。

2 安全保障理事会—世界の平和と安全をまもるのがこの理事會の仕事です。國際的な紛争がおきたとき平和的な解決をはかり、必要な時には侵略行為をやめさせるために兵力を用いることも許されています。これは十一カ國の理事國で出ていますが、そのうちアメリカ、イギリス、ソ連邦、中國、フランスの五つが常任理事國で、他に六つの非常任理事國があります。非常任理事國は總會でえらばれ毎年三カ國を入れ変えます。この理事會はきまつた会期がなく、

いつも開かれています。理事國はそれ／＼一票の表決権をもつています。事務的な問題についてはどの國でも七國が賛成すれば決定できますが、その他の問題については常任理事國全部を含んだ七國の同意がなければ決定できません。

それで、五つの常任理事國の一つでも反対すれば問題はきまらないのです。(これを拒否権とよんでいます。又國際的紛争の處理についてきめる場合には、紛争に関係ある國は表決権がありません。安全保障理事会には補助機關として、軍事參謀委員會、原子力委員會、軍縮委員會が設けられています。

3 經濟社会理事会—國際連合では經濟的社会的な國際協力ということが國際連盟におけるよりも、重要視されています。國際連合が最初にとりあげた問題も戦争によつて荒廢した地域の復興、食糧の緊急割当配給、避難民の送還などでした。

でも開けます。そして過半数で議事を決定します。

理事會には十二の委員會が作られてそれぞれの問題について活動しています。更に十一の獨立の國際的な機關が、この理事會の専門機關として協力しています。

4 信託統治理事會—世界の未開な地方では二億あまりの人々がまだ獨立の政府を持たずにいます。これらの人々の生活の向上をはかつて平和な活らしをさせることは國際連合の目的の一つですからこのような地域を持つてゐる國々はその地域の政治について責任があり、その住民に十分な面倒をみなければなりません。又國際連合は國際信託統治—先進國に後進地域を委任して治めさせる方法—の制度をとつています。これは國際連盟時代の委任統治と同じようなものです。(日本もマーシャル群島地方をその当時は統治していました。)

信託統治理事會は、こういう地域を委託して治めさせてゐる國々に対して、その統治の仕方を管理します。統治してゐる國々に報告書を呈出させたり、又実情を調査するための使節團を派遣します。

又統治されている地域の住民は、公平な待遇をうけていないと考えるときは理事會に請願する途がひらかれています。この理事會は一年に二度定例會合をもち、その他必要に応じて臨時會合を開きます。現在この理事會には十二の國が入つています。統治を行つてゐる國が六つ、行つていない國が六つです。

後進地域は必ずしも國際信託統治制度の下におかなくてもよいので今日までに國際信託統治下におかれた地域は次の十カ所です。

- ① タンガニカ、トゴランド、カメルーン、佛領トゴランド、佛領カメルーン、ルアンダ・ウルンディ、ニューギニア、西サモア
- ② 太平洋の旧日本統治地域
- ③ 太平洋のナウル島

5 國際裁判所—これは國際連盟のときの常設國際司法裁判所と殆ど同じものです。この裁判所は加盟國から持ち出される事件を取扱うほか、國際連合憲章やその他の條約協定に特に規定されている事項をとりあげて、國と國との争いを法律的に解決するのが任務です。國際裁判所の判決は總會や安

全保障理事会等に具申されます。こゝには総会で選ばれた十五人の判事が九年の任期でつとめていますが、判事は一つの國から二人出すことはできません。事件の判決は出席判事の多数決でできます。賛否同数の時は議長をつとめる判事が一票を投じて決定します。この裁判所はオランダのハーグにあります。必要に応じては他の場所で開催することもできます。

6 事務局 國際連合の本部はニューヨーク市にあります。そこには事務局が置かれています。事務局では事務局長はじめ、各國から撰択された一千人からの職員が、國際連合の運営についての仕事をしています。こゝに働く人々は國際官吏という待遇で自分の國の指示や支拂をうけません。

國際連合と日本

日本は未だ國際連合に入っておりませんが民主的態勢をとるのえて一日も早く加盟しようという努力がつけられています。又すでに、WHO・ILO・WFOなどの會議にオザバーとして出席した日本人もおります。

註、經濟社会理事会の委員会や

專門機關のうち私達と比較的關係の深いものを取りあげて説明しましょう。

1 經濟社会理事会の委員会
イ、人權委員会—基本的人權の問題を研究し、各國の人權擁護問題を調査しています。この委員会の委員長はエリニア・ルーゾベルト女史で、世界人權宣言を作成し一九四八年十二月の國際連合の總會で採択されました。

ロ、婦人の地位委員会—この委員会のもとに人權委員会の中の小委員会として発足したものです。一九四六年に獨立の委員会になりました。多くの國で婦人は法律的にも實際的にもいろいろ差別待遇をうけていますから、特に婦人の利益を見守つて、地位の向上をはかるための特別な機關が必要だからです。各國における男女の差別待遇をなおして、國際連合の目的の一つである男女の平等を実現するために努力するのがこの委員会の仕事です。各國の質問書を出して婦人に関する法律や実情を調査して、不当な待遇をしている國々の政府に対して、あらためるよう勧告を行っています。

ハ、アジア極東經濟委員会—ア

ジア及び極東の地域は、他の地域よりも經濟的社会的におくれている所が多いので特にこの委員会が作られて、この地域の加盟國十三國（日本を除く）から委員が出てこの地域の実情を調べ、共通な問題については各國が援助し合うような政策をたてます。最近では日本からもこの委員会の會議にオザバーが出席しています。

2 經濟社会理事会の專門機關
いろいろの國際機關が國際連合と協定を結んで經濟社会理事会の專門機關となつて、國際連合の仕事を手助けしています。現在十一の專門機關がありますが、近く二つ追加される予定です。

イ、國際労働機關（ILO）—國際連合の頃から存在し、三十年の歴史を持つてゐる國際機關です。社会保障や労働基準の向上につとめ、特に自治の力の備わらない後進地域の労働者の状態の改善に努力しています。現在六十國が加盟しています。

ロ、國際連合食糧農業機關（FAO）—世界の人々の生活水準を引き上げるために、世界食糧の供給を如何にして増大するか、その配給はどうすれば公平になるかを

研究しています。農業、林業、漁業等の發達をすゝめ、生産的な仕事の機会を多くの人に與えるように努力しています。現在五十七カ國が参加しており、そのうち十八カ國が世界食糧理事會を作つています。

ハ、國際連合教育、科学、文化機關—ユネスコ（UNESCO）これは「戦争は人の心の中から始まる」というユネスコ憲章の主旨に

もつて、教育、科学、文化の面の國際協力を通じて世界の平和の維持に貢献しようとするものです。戦後の教育再建、國際的理解の確立、新しい發明発見の促進等につとめています。現在四十六カ國が加盟していますが日本でも各地にユネスコ協力会ができています。

ニ、世界保健機關（WHO）—一つの國における不健康は、たゞちに他の國にひろがつて行く今日、保健の問題は人類の福祉増進のために一日もゆるがせにできない世界的な問題です。世界保健機關は世界各國の進歩した学者や技術者を集めて、世界の人々の健康増進に努めている國際的な機關でしたが一九四八年正式に國際連合

の專門機關になりました。マラリヤ、結核、花柳病等の対策をたて幼児の健康や母体の安全をはかります。

專門機關にはこの他にも國際貿易を円滑に行うための國際貿易機關（ITO）經濟の復興や開發のために資金を貸出す國際復興開發銀行（BANK）國際的民間航空の問題を研究し航空機の安全を保証するための國際民間航空機關（ICAO）なども關係の深いものです。

3 民間團體世界労働組合同盟（AFL）赤十字委員、キリスト教青年會等の民間團體は經濟社会理事會を通して、國際連合の諸機關となつてゐます。こういう團體が現在で八十以上あります。

参考文献

國際連合とユネスコ 國際連合協

會 ユネスコの基本 山志田博

國際連合及びその業績 (パンフレット) 外務省
國際連合デー (リーフレット) 情報部

質問項

1 國際連合は何故できましたか。

参 照

國際連合關係略号

UNO	(United nations Organization) 國際連合
ILO	(International Labor Organization) 國際労働機関
FAO	(Food and Agriculture Organization of the united nations) 國際連合食糧農業機関
UNESCO	(United nations Educational, Sientific and Cultural Organization) 國際連合教育、科学、文化機関
ICAO	(International Civil Aviation Organization) 國際民間航空機関
BANK	(International Bank for Reconstruction and Development) 國際復興開發銀行
FUND	(International Monetary Fund) 國際通貨基金
UPU	(Universal Postal Union) 万国郵便連合
WHO	(World Health Organization) 世界保健機構
IRO	(International Refugee Organization) 國際避難民機関
ITU	(International Telecommunication Union) 國際電氣通信連合
ITO	(Interational Trade Organization) 國際貿易機關
UNICEF	(United nations International Child Emargency Fund) 國際連合兒童緊急基金

2 あなたの地方には國際連合に關係のある仕事をする所がありますか(例えばユネスコ協力会)そこではどんな仕事をしていますか。

3 あなたは婦人の地位委員会にどんなことを望みますか。

質 問

○ 世界の平和のために、あなたの団体は何かプログラムがありますか。

1 世界平和のためにあなたの団体は何かプログラムがありますか。

2 ILOやユネスコと私達の生活のつながりは。

3 國際的な機關に対する日本

情報は何処で手に入りますか。

○ 専門機關は、みな國際的な機關です。何故國際的な機關が必要なのでしょう。一つ／＼の機關について、その必要なわけを考えましょう。

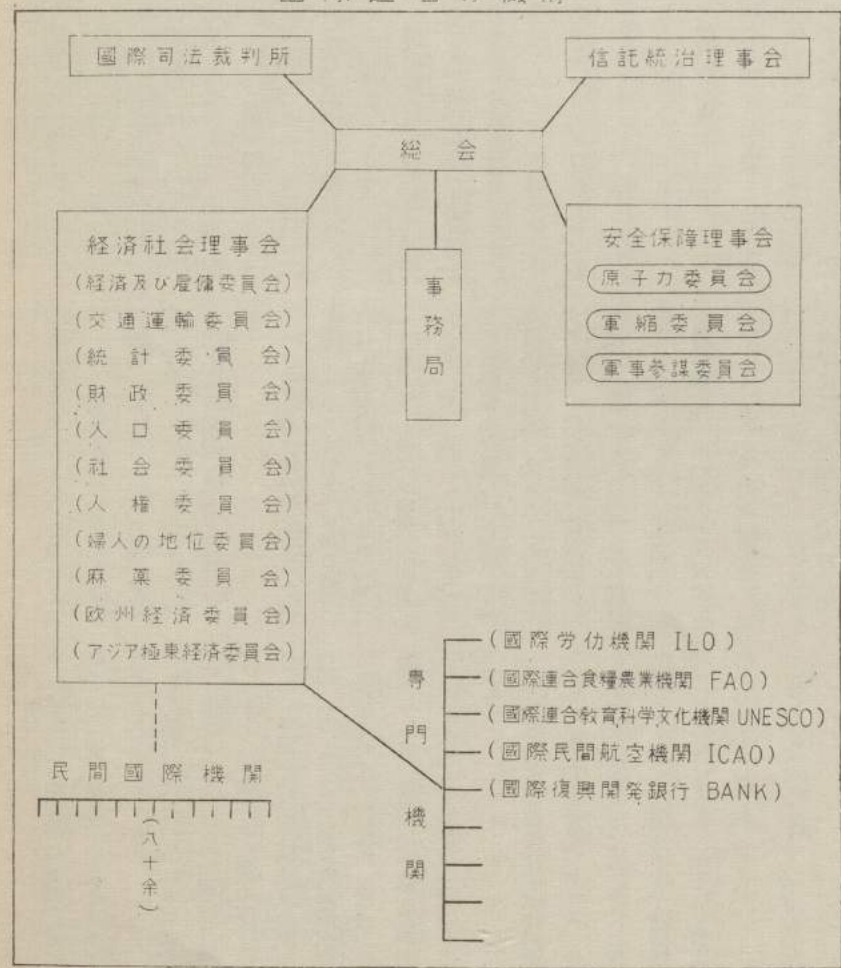
質 問

1 私たちの生活と國際連合とのつながりは？

2 人の関心は少ないようです。とくに婦人は遠いことのように考えがちです。何故でしょう。

3 どうしたら國際的な考え方をひろめることができましょうか。

國際連合の機構



日本の文化がどれほど高まるか、國民の考え方が、どれほど民主的なものになるかは、この國でどのような教育が行われるかによつてきまります。新しい教育制度を理解して、よりよい社會の實現に協力しましょう。

●教育制度は何故あらためられたか

新しい教育制度の要点

日本の從來の教育制度は、明治五年に學制がしかれて以來、たび／＼改革を加えて來たものですが、その性格は教育勅語に明らかなように、極めて國家主義的な色彩の強いものであり、又非常に複雑な制限を設けて、國民が平等な教育を受けることをほゞみ、特に女子に対しては、はなはだしい差別をもうけていました。それは、個人の尊嚴と男女の平等を原則とする新しい日本の教育制度として、ふさわしくないものです。又教育のような大切な問題についての方針や、規則を、勅語や

政令で天下り式にきめることも民主主義國家には許されないうことです。それで昭和二十二年以來いろいろな法律が、國會を通り日本の教育制度は大巾に改められたのです。なおこの教育制度の改革については、昭和二十一年三月に來朝したアメリカ教育使節團の報告書が基本となつています。

●教育の目的

從來の日本では、國や家の前に個人の存在は極めて軽く考えられていましたから、小学校教育から大學教育まで全体主義の線に従つて行われていました。男子に対しては軍國主義的な鍛錬、女子に対しては良妻賢母教育が行われ、個人の人格の完成というものは、二の次とされていたのです。私立の學校では自由主義的な色彩のものもいくらかありましたが、官公立のものは、皇國思想を養うことを目的とするように勅令できめられていました。こういう教育の結果として、近代國家らしくない封建的な國民が育成されたのです。日本の新しい教育の目的は、個人の人格の完成ということが第一

です。一人々々の個人が心身ともに健康に教育されれば、民主的な社會が生れると考えられるからです。

●新しい教育の方針

從來のつめこみ主義の教育方針は、學問を機械的なものにし、個人の人格の完成にあまり役に立たないことが多かつたのですが、新しい教育制度では、もつとのび／＼と個性をのばし、自主的な精神をもたせるような方針がとられていきます。

1 學問の自由—十分に批評力をもつて、正しい輿論を作るような國民をそだてるためには、學問の自由を尊重しなければなりません。從來のように、國家思想とあ入れない學問を弾圧するようなことはもうありません。

2 學問の社會性—いろ／＼な知識はもつていても、社會人としての正しい考え方や正しい行動ができないようではこまります。新しい教育では、個人は社會の一員であることをはっきり認識し、よい社會を実現するために各々が敬愛し協力しあうように指導します。そのためには、社會科という

新しい學課ももうけられ、小さい時から社會に対する関心をもたせるようにしています。

3 政治教育—政治的教養をもつことは、民主主義國家の國民にはきわめて大切なことです。政治に対する認識をふかめるよう指導します。けれど國立や公立の學校が特定の政黨を支持したり、又は反対したりするような教育をほゞこしたり、その他の政治的活動を行うことは、禁じられています。

4 宗教教育—憲法で定められているとおり、信仰は各人の自由であり又、情操教育や社會生活の面からも大切なものですから、教育においてもそれを尊重します。けれどもどの宗教も平等にあつかうのであつて、從來のように神道を國の宗教として強制するようなことはゆるされません。たゞし私立學校においては特殊な宗教教育や宗教活動を行つても差支えありません。

●教育の機会均等

日本の從來の學校制度は大變複雑で、國民が平等な教育を受けることをほゞみ、殊に女子に対して

は甚だしい差別をもうけていました。そのため學問は特權階級のためのもとなりやすく、又女子の社會的地位は極めて低くなつていました。新教育制度はそれをすつかりあらためて、國民が皆平等に教育を受けるようにしました。

1 學校制度の單純化—從來の學校制度は、國民學校—中學校—高等學校—大學という指導者教育の系統と、國民學校—青年學校の大衆教育の系統との二本だてになつており更に女子に対しては高等女學校と女子實業學校という別の系統があり、それ／＼修業年限もちがひ、又互いに何の連絡もなかつたので、例えば青年學校の卒業生はどれ程優秀でも高等學校や専門學校に入れなかつたのです。新學制では、世界の教育制度の大勢にならつて、六、三、三、四の一本だての制度をきめました。即ち初等教育六年、中等教育三年、高等教育三年、大學教育四年で學校の種類によつて修業年限が變つたり、又上級學校へ進學できない、ということはありません。これで進學上の袋小路がなくなり、教育の機会均等が保障されました。

2 義務教育の延長一六、三、

三、四のうち小学校の六年と中学校の三年が義務教育となりました。従来、義務教育の八年制がしばしば問題になりましたが、ついに実現の運びに至らず、また男子に対する青年学校の義務制も名ばかりのものでした。文化國家、民主國家の建設は、國民大衆の教養の向上にかゝつていますから、敗戦後のいろいろの悪條件にもかゝらず、新教育制度では義務教育の九年制が実現されたのです。

3 男女の差別の撤廃—従来は女子には良妻賢母教育をほどこす

たてまえから、学校教育においても、知識や技術よりは、家庭的な修練を偏重しました。したがつて中学校と高等女学校では學課も、程度も大へんちがひ、高等学校には女子は絶対に入らず、女子の専門学校は男子のよりも低く扱い、大学への入学もなか／＼許してませんでした。それで一般に女子の学力は男子よりもずっと低く、それが女子の社会的地位を低くし又封建的思想を助長してました。新學制はこの差別を一切なくし、女子も男子と同等の教育をうけられるようにしました。

4 男女の共学—従来「男女七

才にして席を同じうせず」という考えから、男女共学はまれに私立学校で行われていただけで、そのため男女の間に理解や協力が殆どかけていました。けれど男女は互いに尊敬し協力しあうものですから、新しい学校教育においては、原則として男女共学が認められています。

5 通信教育及び夜間課程—高等

学校、大学程度の通信教育と夜間課程が認められ、毎日通学することのできない人も勉強できるようになっています。

6 特殊教育—つんぼ、おし、

精神薄弱、身体不自由その他心に故障のある人たちには特殊な学校をもうけて、できるだけ教育をうけられるようになっています。現在は盲学校及びろう学校の小学部の二年が義務教育になつていますが、だん／＼その年限を延長して行く方針です。

教育の地方分権と

教育委員会

日本の従来の教育は、すべて文部大臣が指揮監督してました。そのため、政治的勢力に影響され

やすく、又中央集権的で、地方の特殊性が、かえりみられなかつたのです。しかし教育は内閣が代る度に方針が変わつたり、中央の都会地だけに適するような性質のものであつてはなりません。國民の意見を反映し、地方々々の実情に即した教育が行われるように、新しい教育制度では、教育委員会制度が設けられました。高等学校以下の学校は、それ／＼の地方の教育委員会が、監督します。

1 教育委員会の仕事—教育委

員会は各都道府縣及び各市町村にあり、その地方の教育に関する行政を、文部大臣に指揮されることなく、全く独立の権限をもつて行います。その地方の学校で用いる教育課程（カリキュラム）をきめたり、学校、図書館、公民館を設けたり、運営したり校長や先生を任命したり、やめさせたりするのは、教育委員会の役目です。とくに都道府縣の教育委員会は、そのほかにも、教科書を承認したり高等学校の通學區域をきめたりします。

2 教育委員—都道府縣の教育

委員会は七人、市町村の方は、五人の委員で作られます。そのうち

一人は、それぞれ都道府縣議會、市町村議會の議員のうちから議會で選挙されますが、その他の委員は、國民が直接に選挙します。委員の任期は四年で、二年ごとに半数が改選されます。議員である委員は議員でなくなるとやめます。よい教育が行われるように、立派な委員を選挙しましょう。

社會教育の振興

従来の日本では教育は学校で

け行われるものと考えられていました。そのため学校を出てしまふと教育とは縁が切れてしまひ、又学校で習ふことと社會生活とのつながりも極めてうすいものでした。民主的な社會の成員を育成しようとする新教育制度において、家庭でも職場でも、社會のいたるところで教育が行われるようにしなければなりません。

1 役所—社會教育の仕事をあ

つかう役所は、文部省や、都道府縣教育委員会事務局の社會教育課です。こういうところでは社會教育のために、公民館や図書館をもつたり、集会を開いたり資料を作つて配つたりします。

2 民間團體—民間の團體で社

會教育に関する仕事をするもの（婦人團體もふくみます）は、文部省や教育委員会から技術的な指導をうけたり、場合によつては必要物資の斡旋もしてもらえます。けれど役所や公共團體から、お金をもらうことは絶対にできません。又民間團體はあくまでも自主的なものですから、役所に支配されたり、事業に干渉されたりすることはありません。

3 社會教育委員—社會教育に

民間の意思を反映させるために、社會教育委員がもうけられます。社會教育委員は、学校の校長、社會教育關係團體の代表者、学識経験者のうちから、教育委員会がえらびますが、社會教育についての計画をたてたり調査研究をしたりして教育長を通じて教育委員会に對して意見をのべます。

4 公民館—公民館は地域々々

の社會教育の中心施設として活動します。定期講座をもうけたり、映画会、討論会、講習会、実習会、体育会、レクリエーションの集りなどをひらいて、地域の誰でもが利用できるよになつています。公民館の事業を促進させるために、公民館運営審議会がもう

けられます。各学校の校長、社会教育に関する団体や機関の代表者、学識経験者の中から、教育委員会がえらびます。この委員は社会教育委員をかねることができ、公民館の活動のためには、國庫からも補助があります。

5 学校施設の利用—学校は教育機関として、人的物的に整備されていますから、授業にさし支えない限り、社会教育のために利用してよいことになっています。各学校は、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等を必要に応じてひらきます。

6 通信教育—通信教育は高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校の正規の課程として行われるほか、一般に、学校に通えない人達の教養を高め、また、専門的知識を深めるためにも行われます。このような通信教育で優秀なものに対しては文部大臣が通信教育審議会に相談して認定します。

◎教員の待遇改善

国立学校及び公立学校の校長、学長、教員、園長、大学の学部長や附属研究所長、教育委員会の教育長や指導主事は教育公務員とよ

ばれます。これらの人たちは、國民の教育をあずかる大変重い任務をもつていますから、おちついて仕事ができるように、身分が保障されているのです。一般に教育という仕事の性質上一般の公務員のようにとりあつかうのは不適当な点もありますのでそれらについては特別にあつかわれることになっています。

1 大学の自治—大学の学問は、専門的なもので、政治的勢力に支配されたり、制限されたりすることなく、自由な研究が行われるべきです。それで民主主義國家では原則として、大学の人事行政はそれ／＼の大学にまかせています。日本の新しい教育制度に於ても大学にはそれ／＼大学管理機関を設けて、学長や職員や部局長の採用や昇任についての選考をまかせます。たゞし現在大学管理機関はまだ設けられていませんから、当分の間学長、教授会等がこの機関の代りを行います。

2 教育委員会の役割—小学校、中学校、高等学校、幼稚園等の校長や職員、教育委員会の教育長や指導主事をえらんたりやめさせたりするのは、その地方の児童生徒の父兄たちがえらんだ教育委員会の権限です。これによつて実情に即した人事が行われます。このように日本の教育制度はすつかり面目をかえて、行われております。そして新しい教育をうけた小國民がどん／＼そだつております。児童の父兄ばかりでなく、すべての人たちが、新しい教育制度の精神をしつかりとつかむようにつとめましょう。

註

○夜間、定時制の高等学校—勤労青年に教育の機会を與えるためのもので、農閑期、夜間等の特別の時期及び時間に授業を行う課程です。

○高等学校別科—中学校卒業者に更に特別の技能教育を施すもので、修業年限は一年以上です。従つて、例えば中学校の卒業生で、もう少し農業について学びたいというものがあれば、農業高等学校の別科に入学すればいいわけですが。

いながら農業関係の大学に入学する余裕もないといった場合は、農業高等学校の専攻科に入つて勉強すればよいわけです。

○大学の医学部、歯学部—こゝに入るには、大学の他の学部で二年以上在学しなければなりません。

○大学専攻科—大学卒業程度の者に対して、更に特別の事項を教授し、その研究を指導します。修業年限一年以上。

○大学別科—高等学校卒業生に対して、更に特別の技能教育をあたえます。修業年限一年以上。

○大学院—これは最高の学府です。大学院に入学できる者は大学卒業生が原則です。又、博士その他の学位は、大学院を置く大学に限つて、授與することができま

す。

各種学校—学校教育法は以上に説明した正規の学校ほかに、理容学校、タイピスト学校、料理学校等の各種学校を認めております。

なお、公私立学校を所管しているところは次の通りです。

小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、各種学校	公立：教育委員会 私立：知事
大学	公私立とも 文部大臣

参照、教育関係法律

教育基本法（一九四七、三、三一）

新教育制度の原則をきめたもの。

学校教育法（一九四七、三、三一）

一、六、三、三、四制度をきめたもの。

教育委員会法（一九四八、七、一五）

教育公務員特例法（一九四九、一、一二）

教員の身分に関するもの。

社会教育法（一九四九、六、一〇）

参考書

教育法令研究会著 教育基本法の解説

内藤三郎著 学校教育法解説
寺中作雄著 社会教育法解説
教育法令研究会著 教育委員会—理論と運営
井手成三著 詳解教育公務員特例法

質問

一、新教育制度の根本的な精神は何でしょうか。
二、あなたの子供さんや、きょうだいの方でどこかの学校に通っている人がいますか、その方たち

が、
水
の
明
る
時
分
の
全
体
が
す
が

が学習していることと、あなたが

学校でならつたこととおもなち
がいは何でしょう。

三、新教育制度によつて、女子
教育にはどのような変化が行われ
ましたか。

四、女子に男子と同じ教育の機
会をあたえることはいふと思いま
すか。男女共学をどう思います
か。

五、歐米の近代國家では、女子
の知能が男子より劣るかどうかと
いうことは、この二十年以來もは
や問題の外になつています。あな
たの地域ではこの点に対する興論
はどうでしょう。現在婦人の知能
が劣るとして、その原因はどこに
あると思いますか。

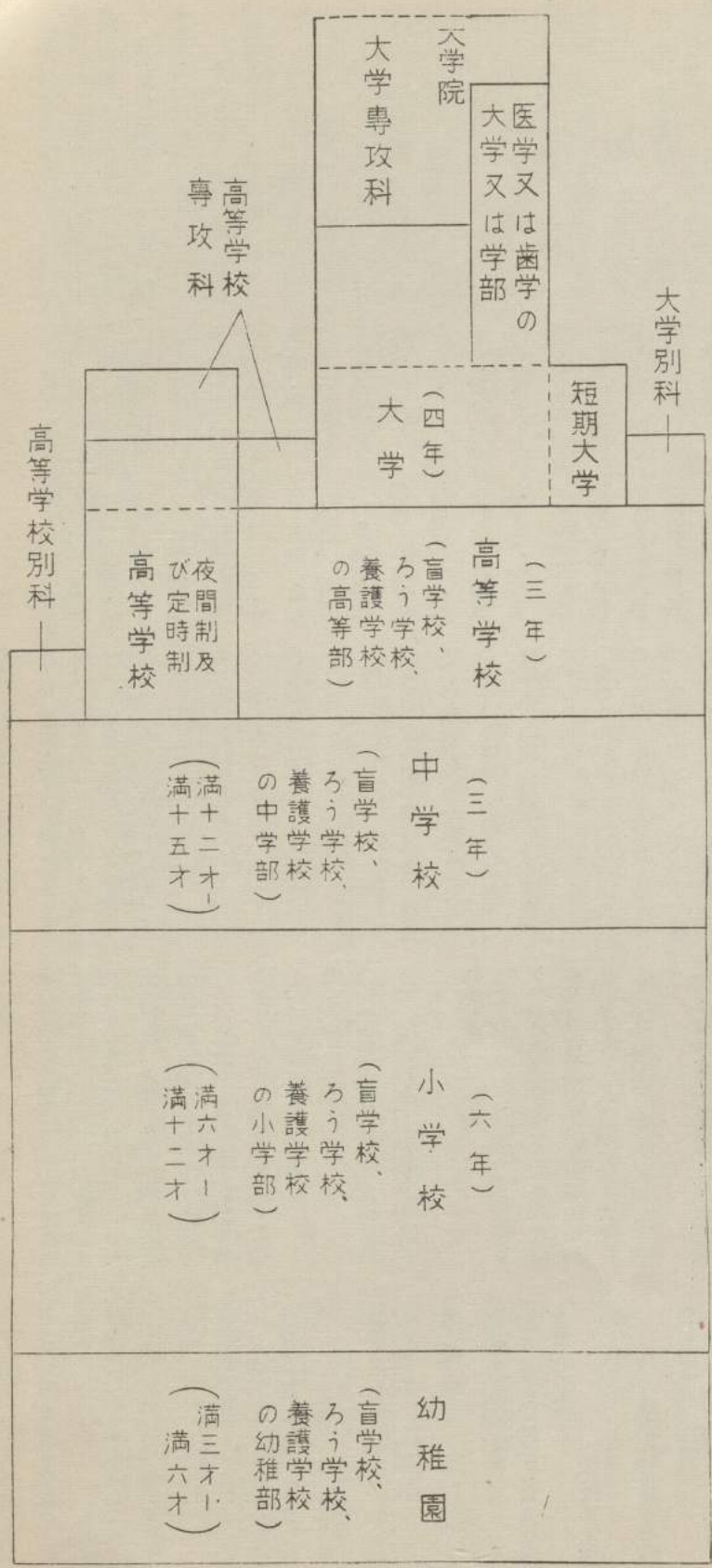
六、義務教育を九年間に延長し
たことは、教育の普及という点で
画期的な改革です。けれど、その
中の三年の新制中学には、家庭の
貧困、或いは不良化による長期欠
席者がかなり多いのですが、あな
たの地域ではどんなですか、こう
いう現象に対してどうしたらよい
でしょう。

七、あなたの地域の教育委員は
誰ですか、婦人が入つています
か。教育委員はどんな活動をして
いますか。

八、新教育制度を促進するため
に、P.T.A.があります。あなたは
P.T.A.で積極的に働いています
か。あなたのP.T.A.では、新教育
制度についての啓蒙活動をしてい

九、あなたの地域の公民館はど
こにありますか、それは十分に利
用されていますか。あなたの団体
は公民館を使いますか。

十、あなたの地域の教育を發展
させるために、あなたのグループ
はどんな計画をもつていますか。



問題少年のあつかいかた …その救化と防止のために…

解決しよう。

なおこゝでは少年少女をふくめて少年といふ。

●問題少年に対する方針

昔は犯した罪に対するつづないという考えから、少年でもおとなと同じように、どしどし刑務所に入れて苦役につかせました。けれども少年の犯罪は、その性格よりも環境によつてゐることが多く、環境をかえて適当に指導すればい

次の時代をせおう少年少女たちが、明るく正しくそだつことは、すべての親のねがいであり、又社会全体の希望であります。けれども複雑な現代の社会では、少年少女が十分に正しくとりあつかわれないことが多く、特に日本では敗戦にともなつて、多くの少年少女が親を失ひ、又親はいても十分に面倒をみてもらえない場合もあり、また社会悪にそまつて道をふみはずし或は犯罪をおかし、またそのおそれある少年少女が大変ふえております。こういう、

／＼立派に更生できるのですから、いたゞらに罪人にしてしまわないで、明るい道にもとしてやり、よい社会人を一人でも多くすることのほうが、はるかにのぞましいと考えられます。それで今ではそういう少年たちに対しては、つみをとがめるといふことよりも、適当な環境を與えてあたゝかに保護善導して更生をはかるということに主眼をおいて、そのために総合的な制度をもうけています。

●問題少年とは

一、二十才未満で罪をおかした少年。
二、二十才未満の少年で、家庭に

よりつかなくなつたり、いかゞわしい人につき合つたりして、そのまゝ放つておけば、將來つみを犯しそうなもの。
なおこゝいう少年が十四才未満の場合は、児童相談所がとりあつかひます。(児童福祉法参照)

●問題少年をあつかう機関

1 役 所

イ、家庭裁判所—少年法の改正によつて従来少年審判所で行つてゐた、問題少年の調査審判は全部こゝで行ふことになりました。全国都道府県に四十九カ所あります。

ロ、少年観護所—少年を一時收容して調査するところ、各家庭裁判所の所在地にあります。こゝには少年の心身の異常を検査するための鑑別所が附屬しています。

ハ、警察、檢察廳、裁判所—問題少年のうち、罪をおかした少年を取りあつかひます。

ニ、地方少年保護委員会と少年保護観察所—問題少年の保護観察をうけもつ役所で、前者は全國に八カ所あり、その下に後者が四十カ所あります。

●施設

イ、少年院—家庭裁判所から送られて来た少年を保護教化するための施設です。

ロ、教護院、養護施設—児童福祉法によつて設けられた施設ですが、家庭裁判所からも直接に、問題少年を送ることがあります。

●人々

イ、少年保護司—家庭裁判所の職員で、主として問題少年の調査に当ります。

ロ、保護観察官—少年保護観察所の職員で、問題少年の保護観察の事務をあつかひます。

ハ、少年保護委員—観察官の仕事を手つたつて、問題少年の保護観察の仕事に實際にあたる民間人です。地方保護委員会がえらび、全國に約四十万人います。婦人も多勢活躍しています。

●問題少年を発見したら

1 家庭裁判所へ—家庭の中や近所に問題少年がいる場合は、誰でも家庭裁判所に「通告」して下さい。悪の道にあまり深入りしないうちに手あてをしましょう。

問題少年のうち罪を犯した十四才以上の者は直接警察署や檢察廳から家庭裁判所に送られます。又児童相談所から送つてくる少年もあります。

2 調査—家庭裁判所では、こゝして送られて来た少年について、少年保護司が調査します。これは少年がどんなに悪いことをしたかをしらべて、とがめるといふことではなく、問題の原因がどこにあるかをよくつきとめるためです。それから、醫學、心理学、社会学、教育学等の専門的な知識を用いて、少年の環境や生活や性質などについて、愛情と理解をもつてくわしくしらべます。

3 審判—このようにしてあつめた資料にもとづいて、家庭裁判所の裁判官は少年をみちびく方法をきめます。これが審判ですが、普通の裁判のように公開しないので、明るい和やかな雰囲気の中で、少年保護司や親や先生や、その他の関係者もなるべくその場に立ちあつて、一しよに意見をのべあい、少年のために一番よい方法を発見することに努力します。

●問題少年に対する手あて

1 児童相談所へ—あまり問題の深くない少年は児童相談所へまわして、児童福祉法で定められた

手当てをするようにします。

2 保護観察—家庭においたまゝ指導しても見込みのあるものは、自宅において保護観察官や少年保護委員に観察指導させます。この人たちは少年の守るべき事項を定めて指導しますが、こういう少年の中には、家族関係、住居、職業、健康等の点に支障があり、そのため再び罪をおかすことも起りがちなので、そういうことのないように事情に應じた援護をします。

少年がまじめに生活をつづけて一定期間をすぎると保護観察は解除されます。

3 教護院又は養護施設へ—生活環境をかえる必要のあるものは、教護院又は養護施設にいれて指導します。(児童福祉法参照)

4 少年院へ—不良性もよく、家庭や社会からはなす必要のあるものは、少年院に入れて訓練します。少年院は男女別に四種類あります。

イ、初等少年院—十四才以上十六才未満

ロ、中等少年院—十六才以上二十才未満

ハ、特別少年院—犯罪性の特に強い十八才以上二十才未満のもの(必要に應じて二十三才まで)

ニ、醫療少年院—心身に故障があつて治療を要する十四才以上二十才未満のもの(必要あれば二十才まで)

少年院でも少年の心身の状況、家族関係経歴犯罪原因等について

綿密な調査を行います。そして少年の犯罪傾向の程度に応じていくつかの段階にわけて教育を行います。一定の過程をおえると假に退院がゆるされ、保護観察官や少年保護委員の指導をうけます。この人たちは少年が審判をうける時から活動を始め少年院にいる間にも面会をして、社会に出たときのための生活の方針をきめて準備しているのです。假退院後成績が良好で一定の期間がすぎると保護観察が解除され本退院がゆるされます。

5 試験観察—家庭裁判所では以上の手当をするため、しばらく少年の行状を観察し、一番適切なあやまりのない処置をするために少年保護司の観察に付することがあります。

6 裁判所へ—大変悪質でどうにもならないような少年は普通の裁判所へまわします。裁判によつて刑がきまれば少年刑務所、又は刑務所の中の特別に仕切つた所に入れます。けれど情状によつてはしばらく様子を見る意味で、刑の執行を猶予され保護観察官や少年保護委員の指導をうけさせます。又少年に対しては死刑はありません。

少年刑務所でも少年院と同じような教育が行われます。成績のよいものは、恩赦によつて刑をゆるされたり、軽くされたりします。この場合にも保護観察官や少年保護委員は、少年を刑務所に訪ねて、社会に出たときの生活方針を

きめて準備し、出獄後の更生に完全を期します。

このように問題少年に対していろいろの角度から保護の手がのべられるような制度ができています。けれど問題の子供は、直接関係者はかりでなく、社会全体の責任です。うちの子もよその子も、明るく正しくそだつように、道をふみ迷つた子は早く更生させるようにみんなで協力しましょう。明るい平和な社会をつくるためのわたくしどもの責任です。

参 照

関係法律

少年法(昭和二三、七、一五) 問題の少年に対する基本的な法律
少年院法() 少年院における問題少年の矯正教育に関するもの
犯罪者予防更生法(昭和二四、五三) 犯罪者を国と社会とが協力して保護し予防するための法律です。
次の諸法律も直接間接関係があります。
児童福祉法、労働基準法、学校教育法。

質 問

- 1 昔は罪を犯した少年たちはどうあつたつていましたか。今のあつかい方との根本的なちがいは何でしょうか。
 - 2 最近青少年の不良化の傾向が強いのは何故でしょうか。
 - 3 現在では大ていの国でも不良性の少年に対しては、罰を與えるよりも補導するという方針をとっています。
- 又大人をとりあつかう裁判所と別

に少年のための裁判所をもうけています。何故でしょうか。

4 ある一人の問題少年が家庭裁判所におくられてから、更生するまでの経路はどうなつて見えますか、色々な場合について考えて見ましょう。

5 あなたの近所に問題少年はいませんか。そういう少年にどんな手あてが行われていますか。何の手あてもうけていない問題少年がいたら、あなたはどうしますか。

6 あなたの地区の家庭裁判所はどこにありますか。

7 自分のうちの子供だけ氣をつけて教育すれば、よくそだつでしょう。

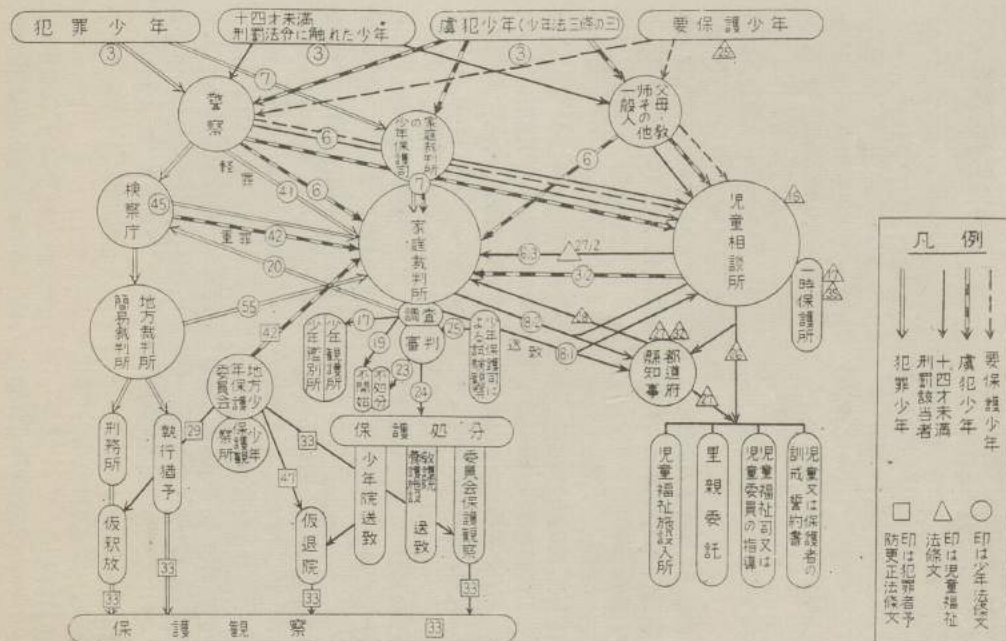
8 自分たちの町から問題少年をなくすように、欧米でいろいろな地域で、お父さんや母さんたちが、グループを作つて活動しています。日本ではどうでしょう。あまりさかんでないとしたらそれは何が原因でしょうか。

9 あなたの地域ではどうですか。

参 考 書

- ルイス博士著 関屋 犯罪者司法保護協会編 新しい少年法と少年院法の解説
新少年法概説
綿引紳郎著 犯罪者予防更生法解説
横山・鯉沼共著 我が子を正しく導くには
森田宗一著 この小さき者に—少年少女の問題をめぐつて—

問題少年保護系統図



あれこれの
の増え
に
に

家庭裁判所は、家庭と青少年の幸福をまもるための愛の裁判所です。家庭内のいざこざ、困った青少年の問題は、えんりよなくもちこみましよう。

●家庭裁判所はなぜ生まれたか

昭和二十四年一月一日、今までの家事審判所と、少年審判所とが統合されて、新しく家庭裁判所が生まれました。

家庭裁判所

役所が一つになったのかといふと、第一に今まで、不良少年の問題をとり扱っていた少年審判所は、一つの行政官廳でした。この行政官廳が場合によつては、少年の身柄を拘束するような強制処分をするといふことは、人権尊重の立場から考えて許し難いのです。これは、どうしても、裁判所の仕事でなくてはなりません。第二に不良少年の後には、大抵の場合に、もつれた家庭があり、少年の問題と家庭の問題は密接につながっていますから一つの役所で

あつかう方が便利です。アメリカ等では、家庭裁判所は、この少年の保護問題や、扶養の問題から出発して発達して来たものだつたのです。

裁判所という名になつたために、折角人々に親しまれてきた家事審判所の性格が変つたのではないかと考えられるかもしれませんが、決してそうではなくやはり民間人の協力によつて運営され、人々のための、最も親しまれるべき相談所である点には、何の変わりもありません。

●家庭裁判所は何をするところか。

家庭裁判所は、家事審判部と少年審判部とに分れています。家事審判部では、家庭内の争いや、重要な事柄、つまり家庭に関する事件を扱い、少年審判部では、罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年の保護に関する事柄を扱っています。

家庭裁判所は、地方裁判所のあつたところに設けられましたが、地方裁判所支部のあるところには、やはり家庭裁判所の支部が設けられています。

●家事事件処理の方法

家事事件は家事審判法によつて処理するのですが、調停と審判との二つの方法がとられます。

イ、調停——調停は原則として家庭内の争いごと、例えば、夫婦別れの話などについても、家事審判官一人と、調停委員二人以上とで作られた調停委員会が、お互の言い分をよく聞いて、納得のいく様に、無理のないように解決をはかるのです。なおこういふ事件について裁判所に訴訟を起そうという人は、その前に必ず家事裁判所に調停の申し立てをしなければなりません。離婚の申し立てであっても仲直りさせることもあり、離婚と決めることもありましようが、いづれにしても、親切な相談相手として公平に調停します。

ロ、審判——審判とは、早くやさしい手続きでする裁判のことです。家庭内や、親族の間につつた重要な事柄、例えば姓を変更するとか、未成年者を養子に迎えるとか、後見人を定めるといふ様な場合に、一人の家事審判官が原則として、參與員一名以上の立合で審理し、その意見を聞いて判定するのです。又、遺産の分配や方法につき争いが起つたり、離婚の時

に、夫から妻に分與する財産について争いが起つたと云う様な家庭や親族間の争い事について、話し合いがつかなくなつたり、調停がまとまらない時も、審判を行います。

△訴訟とのちがい
イ、訴訟では、裁判は公開せられ、骨肉の争いでも世間に知られてしまいます。これに反して、家庭裁判所の手続は公開されないことになっていますから、外に秘密がもれることはありません。

ロ、訴訟はかなり長びくものですが、家庭裁判所は手早く短日月で解決してくれまう。

ハ、訴訟は弁護士に頼んだり、その他相当費用をかけなくてはなりません。ところが調停も審判も非常に少い費用しかいらぬのです。審判の申立は事件によつて一件十五円又は三十円、調停の申立は一件、三十円を手数料として収入印紙でおさめるのです。調停や審判にも弁護士を依頼している人がありますが、本人さえ出頭して、眞実を述べれば、それでよいので、弁護士を必要とするものではありません。

ニ、裁判は専ら法律に基いて、厳正公平に事件を処理するもので

すが、家庭裁判所は、何よりもまず、円満な、皆の納得する解決をはかるのを主眼としています。

ホ、民間から參與員、調停委員が参加して行われるもので、非常に民主的な点で、裁判とちがつています。

△申立をするには
イ、調停の場合は、原則として相手方の住所地の家庭裁判所に申立てます。

ロ、審判の場合は、事件の種類によつて、申立人や関係人の住所地の家庭裁判所に申立てます。

ハ、申立の方式は、書面でも口頭でもいゝのですが、次の諸点を明らかにしなければなりません。

申立人及び相手方の住所氏名、申立の趣旨、事件の事実、証拠書類（戸籍謄本その他）があれば同時に提出します。

△呼出し
申立を受理した家庭裁判所は、期日を定めて当事者を呼出します。当事者や関係人は原則として自分で出頭しなければなりません。

△家事審判官、調停委員、參與員とはどんな人達か

家事審判官には、裁判官や弁護士として長い経験のある練達堪能

な裁判官になります。調停委員には、家庭裁判所が毎年前もつて選んだ候補者のうちから、調停の申立のある毎に家事審判官の指定した人になり、參與員には、家庭裁判所が毎年前もつて選んだ候補者のうちから、審判の申立のある毎に家事審判官の指定した人がある。いづれも民間の徳望良識者ですが、全国で多数の婦人がそのいづれにも多数えらばれて家庭倫理の建設に努力しています。

△罰 則
イ、呼出しに應じない場合
家庭裁判所から呼出された人は必ず出頭すべきです。いくら呼出して正当の理由なく出頭しない場合には、五百円以下の過料に処せられます。

ロ、秘密を漏した場合
調停委員や調停委員であつたもの、參與員や參與員であつた者が、正当な理由もなく評議の経過や、家事審判官、或は調停委員や參與員の意見を漏した場合には、千円以下の罰金に処せられます。

家庭裁判所で審判が確定し又は調停が成立した場合には、裁判の判決と同様、その内容通りの法律上の効果が生じます。これに基いて戸籍の届出ができますし、金の支拂や物の引渡しに命ぜられ又は、約束されたときに相手は引渡しをしないときは、強制執行をすることが出来ます。

◎少年事件の処理方法

少年審判部では、従来少年審判所がとりあつてた、少年保護のほかに、少年の幸福を害する成人の刑事事件の処理も行います。これらは「少年法」によつて行われます。

イ、少年保護

少年保護は主として二十才未満の少年（昭和二十五年十二月末日までは十八才未満）で、罪を犯したもので、罪をおかすおそれのあるものに対して行われるもので、調査と審判の二つの手続きがあります。

調査—保護を必要とする少年について一般人からの通告や少年保護司からの報告をうけた時、司法警察員、検察官、都道府県知事、児童相談所長から少年を送つて来た時、家庭裁判所では、少年の性行や経歴や生活環境等を調査します。調査は原則として少年保護司が行いますが、医学、心理学、教育学等の専門的知識を活用して十分に行います。

審判—裁判官は調査の結果にもとづいて審判を開始するかどうかをきめます。審判は明るい、なごやかなふんいきのなかで行われ、その少年に適した保護の処分を具体的に決定します。たとえば地方少年保護委員会の観察に付すとか、教護院や少年院に入れるというようにして、少年の更生をはかるのです。

又、このような保護処分をきめる前に、相当の期間少年を保護司に観察させることができます。これを試験観察といふます。

ロ、成人の刑事事件

成人の刑事事件というのは、たとえば少年に酒や煙草をのませたり、こじきさせるというようなことをして、少年を害するとみとめられる大人についての事件で、普通の刑事事件と同じく、検察官が家庭裁判所に訴えた時に、手つぎがとられ、裁判官が刑を云ひわたします。たゞし家庭裁判所で扱うものは、刑罰が罰金以下の事件に限られています。

△訴訟とのちがい
刑事訴訟では検察官が公訴を起し、裁判所は事件の黒白をはつきりつけ、法律の條文にもとづいて刑罰を科すわけですが、家庭裁判所の少年審判は、前述のような手

つぎによつて非公開で審判を行い、少年たちを良い方向に導き、立ちなおらせるための処分を決定するもので、刑罰を科すものではありません。

△民間の協力

多くの司法保護委員が民間から選ばれて、少年保護の仕事に協力していますが、一般の人でも保護者の監督に服さないくせがあつたり、家によりつかなかつたりいかに悪い場所に入ったりして罪を犯しそうな少年や又罪を犯した少年を見つけた時は家庭裁判所に通告しなければなりません。この通告は書面でも口答でもいゝのですが、通告の理由をあきらかにし、できれば少年及保護者の氏名年令、職業、住所、本籍をそえます。自分の子供のことはかりでなく、よその子供のことも氣をつけて、共同の責任感をもつて少年の不良化をふせきたいものです。

◇むすび◇

家庭に光を少年には愛を、のモットーの下に家庭生活、親族生活をたのしく平和にたもち、少年を正しく導くために大きな役割を持つ家庭裁判です。財産の争ひ、愛情の問題、青少年の不良化の問題など、いざこざがひどくもつれないうちに、家庭裁判所へもつてゆきましよう。

●質 問

1 家庭裁判所と家事審判所のちがいは？

2 あなたの市町村を担当している家庭裁判所はどこにありますか。婦人の參與員や調停員がいいますか。

3 あなたの地域の家庭裁判所では、どんな事件が多いでしょう。なぜでしょう。

4 あなたの地域に、不良性の少年で適当な保護をされていない者はいませんか。どうしたらよいでしょう。

5 あなたの周囲に法律の知識がないために不利な立場にいる婦人はいませんか。どうしたらよいでしょう。

6 あなたの団体では家庭裁判所にどうやつて協力できるでしょうか。

7 家庭裁判所の參與員や調停員になるにはどんな資格が必要でしょう。法律的な知識がいりますか。

参 考 資 料

全国婦人調停委員数 九二二人
參與員数 四二三人
司法保護委員数 一五四人

参 考 書

家事審判法 大阪谷公雄
少年法 内藤文質
女性のための新民法 田辺繁子
やさしい民法 婦人少年局
インフォメーション、シート
「改正民法の要点」 婦人少年局

國民の一人々々が、自分の能力に最も適した職業について楽しく働き、それに相当する報酬を得ることによつて、個人の生活は安定し、社会の生産や文化が高められます。

日本でも以前から職業紹介事業や、職業補導が行われていましたが、それらは多く失業救済を本位とする社会事業的なものであつたり、國民を戦力増強にかり立てるための強制的な機関であつたりしました。

そして失業者はそれ／＼の家庭で解決するのが原則となつていたのでした。

職業安定の話

新憲法にもとづいて行われている現在の職業安定の制度は、そういうものとは全然ちがつており、誰でも希望する人に対して無料で積極的なサービスをするようになっています。これは職業安定法（昭和二十二年十二月一日）と、失業保険法（昭和二十四年十一月一日）さらに緊急失業対策法（昭和二十四年五月二日）で定められています。海員に対しては別に、海員職業安定法（昭和二十三年四月）があります。

職業安定のための機関

1 役所―職業安定の仕事は扱う役所は、労働省の職業安定局、都道府県廳の職業安定課（又は係）公共職業安定所および公共職業補導所です。職業安定局は地方の役所を監督する他、全國の仕事の量や、失業の状態をしらべて、一人でも多くの人が仕事につけるような政策をたてます。職業安定局できめた方針と基準が、地方の第一線機関である公共職業安定所や公共職業補導所まで流されて、一貫した政策が行われます。

2 職業安定審議会―職業安定の問題を扱う役所の相談役となつて、調査や研究を行い、民間の輿論を反映して役所に意見をのべます。中央、地方、地区がそれぞれもうけることができ、委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び民間の代表者かそれぞれ同数えられませんが、そのうち一人は必ず女子でなくてはなりません。

職業サービスの窓口業務―公共職業安定所の働き

全國の主要地に設けられている四一五カ所の公共職業安定所と一〇カ所のその出張所とは、職業安定機関の第一線として次のような仕事をしています。

1 職業紹介―職場を求める人と、人手を求める方との間に立つて公正な縁結びの役を無料で行います。職場を求める人には、最もその人の個性と能力に適した希望の職場を紹介しつづけます。特に学校との連絡を緊密にし協力して就学中のアルバイトはもちろん、卒業後の就職が円滑に進むように努めています。人を雇つて事業をする人々には、最もその求人條件に適した優秀な人材をえらんで紹介します。この職業紹介はすべての人に對して均等に行われますが、労働争議に對しては中立の立場をと

り、争議の行われている事業所に對しては求人求職の紹介を中止します。

2 職業指導―学校の新規卒業者とか、身体障害者のように、どんな職業に就いたらよいか判らない人々には、適性検査などを行つて適職が選ばれるように職業指導や職業相談をします。

3 職業補導施設へ斡旋―知識や技能が不足しているために就職し難い人々に對しては、その人の希望によつて職業補導が受けられるように斡旋します。

4 失業対策に関する業務―適当な仕事が見つからないで、失業保険金を受ける資格のある人々に失業保険金や移轉費を給付し、また日雇労働者の失業保険金、船

員の失業保険金も給付します。どうしても定職が見当たらない失業者に對しては、公共事業や失業対策事業に一時つくように斡旋しております。

5 民間の職業紹介事業の監督―公けの職業安定機関以外の者が行う有料、無料の職業紹介や、労働者募集、労働者供給事業は従来とかく弊害が多かつたので労働大臣の許可をうけた場合の他は禁じられました。これらの規則が守られているかどうかについて安定所は監督を行っています。

6 巡回職業相談所と臨時求人受付所―公共職業安定所の所在地から遠く離れた地域に住む人々のために、歩く公共職業安定所として巡回職業相談所が設けられ、また求人口の多く集つた地域には臨時求人受付所を設け、街頭にまで進出していますが、まだ全国的に実施されるにはいたつておりません。

有利な就職のための職業補導

誰でも六カ月を中心に三カ月乃至一年の短期間で有利な就職に必要な知識や技術を身に付けるための職業補導をうけることができます。これは全國三〇六カ所の公共職業補導所を中心に行われます。

1 費用―無料で、その上補導期間中は交通費など若干の手当が

受けられます。又失業保険金の支給を受けながらも、補導が受けられ、事情によつては生活保護法の扶助を受けながらも就職する技能を身に付けることもできます。

2 入所資格―公共補導所で補導をうけられるのは小学校を卒業した十七才以上の人々です。身体に障害のある人でも、仕事をする上に一般人と変らなければ差別なく入れますが身体に重い障害のある人々のためには、その専門の公共職業補導所が國立五カ所、府縣立八カ所あります。普通男女別々の公共職業補導所へ斡旋されますが、中には男女共学のものもあります。

3 補導科目―補導所で教える職業の種類は現在約五〇種あり、事務的なものでは製図、測量、通訳、和英タイプ、謄写筆耕など、技能的なものでは理容、織布、製糸、和洋裁、刺繍、木細工、竹細工、製紙、印刷製本、陶磁器および漆器、機械、ミシンおよびラヂオ修理組立などがあります。さらに昭和二十五年からは、未亡人や家庭婦人、又知識層の人たちに役立つように、輸出産業むきの光学、意匠図案、捺染ローラ、造花、人形、人造眞珠などの種目も加えられます。

4 就職の斡旋―こゝを修了すれば再び公共職業安定所で就職が

韓旋されます。昭和二十三年年度の成績によると、修了生の中、四〇%が工場事業所に雇われ二〇%が自分で仕事をしており、なお技能を研修するため残留するものもあつて、結局八六%が就業しております。身体障害者だけに就いて見れば、さらに成績がよく、九二%位まで職業についています。

失業 保険

働く人々が安心して働くようにするために、万一職をはなれた場合にも、早く次の就職につけるようにはかると同時に離職している間も一定期間は最低限度の生活を保障しなければなりません。

1 失業保険をうけられる人

失業保険は五人以上の働く人々を雇っている工場、鉱山、銀行、運送店、商店、土木建築、旅館、料理、映画演劇場など殆ど凡ての工場事業場には当然、適用されています。そこに働いている者は総て、被保険者となります。個人で経営している農業、漁業、研究所、診療所、社会事業の従業員は除外されます。たゞし適用をうけない事業所でも、雇われている労働者の半分以上が失業保険に加入することを希望すれば、都道府県廳の失業保険の係りの課長を通じて、労働大臣の認可をうけて、同じ扱いをうけるようにすることができます。こうした事業所で六カ月以上被保険者となつていた人は失業した場合、保険金が受け

られます。又こういう人たちが、その後一年以内に失業した場合に就職の期間が六カ月以内でも、前の資格でもらえます。

2 手続き—保険金をもらう資格のある人は、離職に際して事業所から離職票を貰い、これを住居地の公共職業安定所に出して、求職の申込みをします。そこで、直ちに次の適当な職が見当たれば失業と認められ、翌週から指定された日に出頭して、失業保険金をうけとります。

3 金額—失業保険金は離職前の総賃金を日割りにして、その六〇%に相当する日額が一週間分づゝ支給されます。たゞし日額三〇〇円以上は支給されません。しかし失業保険金には税金がかゝりませんから、実質的には離職前の手取り賃金の七五%位になる勘定です。この保険金は離職した月の翌月から一年の中に、合計百八十日分まで支給されます。なお働く人々の平均賃金がつたり上つたりした場合、その割合に應じて適切にスライドして増額または減額され、物價の変動に應じて失業者の最低限度の生活を保障することになつています。又、被保険者が公共職業安定所で紹介した職業に就くために住居を移さなければならぬときには、その移轉費も支給します。その場合本人の分だけでなく、随伴する家族の分も支給されます。

〇保険金をうけている人が、公共職業安定所の紹介した職業につくことや、職業の補導をうけることを、理由なくことわれば、保険金の支給は一カ月中止されます。

分で仕事をみつめて、その収入が保険金の日額をこえるときには、保険金は支給しませんが、

4 費用は誰が出すか—保険金や移轉費などの費用は政府と事業主と労働者とがそれぞれ三分の一づつ負担します。政府はこの他に事務の執行に必要な経費を負担しています。事業所では毎月そこに雇っている被保険者（日雇労働の被保険者は除く）に支拂つた賃金総額に百分の二をかけた金額を保険料として毎月政府におさめますが、そのうち、労働者の負担する保険料額は賃金月額百分の一を基準として、労働大臣が定めた保険料額表によつて計算された金額で、残りは事業主がおさめます。

なお、今次失業保険法の改正によつて、二十五年一月からは日雇労働者で職につけなかつた人にも、一定条件のもとで失業保険金が支給されることになりました。

緊急失業対策法とは

昭和二十四年には、官廳や民間の人員整理が大巾に行われ、復員者も加えて多数の失業者が出るこ

同時に國の經濟を再建させるために、この法律ができたのです。他に適当な就職が得られない人々に一時職業をあたえて生活を安定させ、その間に適職を探させようという方策であります。

1 公共事業—各地で經濟再建や國土復興あるいは災害の復旧とその防止を目指す土木事業が公共事業として行われています。そういう事業ではいつも未熟練労働者を使用していますが、その中に公共職業安定所から紹介した者を二〇%乃至四〇%まで事業種目や地域によつて一定の率で吸収しなければならぬことになつています。

2 失業対策事業—失業対策事業は専ら失業者の吸収を目的とするものです。失業者の多い地域では、その人々を吸収するのに適当な時期と規模の事業を機動的におこなふことになつています。これには知識層失業應急事業、都市失業應急事業などがあり、筋肉労働に就労することの不適当な人々も働くことができるようになつています。

せまくて資源の少ない日本の國土で、八千万人に余る多くの人々がくらしてゆくためには、働く人々は総て働き、生産を豊かにして海外との交易を盛んにしなければなりません。職業安定制度をよく知つて、みんなが楽しく働きましょう。世界全人類の生活に貢献することゝもなります。

質問

①、あなたは現在の職業をどうやつてみつけましたか。

②、あなたのまわりの人は、どうやつて職業をみつけたか。

③、あなたの適職は、どうして見定めますか。

④、あなたや、あなたのまわりの人は有利な仕事に就くための技能を、どうやつて身に付けていますか。

⑤、あなたが今失業したら失業保険金は、もらえますか、大体どの位になるでしょう。

⑥、あなたの近所に公共職業安定所がありますか。どんな風に経営されていますか。

⑦、あなたのまわりに失業している人はいませんか。その人たちは公共職業安定所に行きましたか。

⑧、昔は失業した人はどうしていたでしょう。今とどうちがいますか。

⑨、あなたが今失業したら失業保険金は、もらえますか、大体どの位になるでしょう。

⑩、あなたの近所に公共職業安定所がありますか。どんな風に経営されていますか。

⑪、あなたのまわりに失業している人はいませんか。その人たちは公共職業安定所に行きましたか。

⑫、昔は失業した人はどうしていたでしょう。今とどうちがいますか。

⑬、あなたが今失業したら失業保険金は、もらえますか、大体どの位になるでしょう。

⑭、あなたの近所に公共職業安定所がありますか。どんな風に経営されていますか。

⑮、あなたのまわりに失業している人はいませんか。その人たちは公共職業安定所に行きましたか。

⑯、昔は失業した人はどうしていたでしょう。今とどうちがいますか。

⑰、あなたが今失業したら失業保険金は、もらえますか、大体どの位になるでしょう。

⑱、あなたの近所に公共職業安定所がありますか。どんな風に経営されていますか。

参考文献

◇改正職業安定法解説—労働省職業安定局庶務課編 團法人雇用問題研究会発行

◇改正失業保険法の解説—鶴井失業保険課長著 日本労働通信社発行

◇今日の失業問題とその対策—斎藤邦吉著 雇用問題研究会発行

◇月刊雑誌、「雇用研究」「労働時報」「労働市場弘報」「労務研究」

一、労働組合と法律

私たちが毎日生活をしてゆくためには、働くことが必要です。着物も、食物も、毎日通勤する電車も、すべて人々が働くことによつて作られ、うごかされるものです。

労働組合とは？

しかし昔は、たとえば着物を作るのにもめい／＼の家に、はたおり機械があつて、自分達のきる着物は自分たちでさ／＼やかに作つていました。ところが現在では機械が非常に発達して殆どすべての産業が大規模にうごくようになり、むかしのうに家庭で小規模な器具を使つて作るのではとても追いついてゆくことができません。

結局、一部の資本をもつた人たちが、そういうすぐれた機械を手に入れ工場をつくり他の人々はそのに使われて働くということになりました。資本主義の経済機構とはこういうものです。ところで、そこに使われている人たちは、自分たちが働くことによつてしか自分たちの生活をつぎやけてゆく方法はありません。しかも、機械をもつて

たものを買うことによつて少しでもよけいにもうけようとしては、なるべく安い賃金で労働者を備おうとします。そして資本家は機械や資材やお金を自分でもつていて、それを自分の勝手につかえるのですから、働くこと以外にみちのちの人たちはどうしても立場が悪くなります。しかし人間の考えが進むにつれて働く人たちが、さく取されないように何かの方法を講じなければならぬという考えがだん／＼強くなり、働く人たちが自分たちの地位をもつとよいものにしよという動きが見られてきました。自分たちの仲間と結んで行動することによつて、労働者は個人では到底できないいろいろなことを使用者に要求することができ、もし使用者が自分たちの要求や意見をいれてくれない時は、ストライキとかサボなどの手段をとることができます。こうした労働者の團結の組織、これが労働組合です。

外國の場合もそうですが、殊に日本の場合、こういう組合のうごきに対する資本家や官憲のあつぱくがとて強く、太平洋戦争が終るまで労働組合は非常に苦難の道であるてきました。

で、労働者が自分たちの地位を向上するため労働組合を作つていろいろな活動することが保障されました。つまり、組合の團結権、団体交渉権、爭議権等が憲法ではつきりと保障されたのです。そしてこれと同じ精神で、これを更に實際的にしたのが、昭和二十年十二月にきまつた労働組合法（労働法）で更に昭和二十一年九月には労働法と相まつて、労働関係の公正な調整をはかり、爭議の予防、解決の促進を目的として労働関係調整法（労調法）が制定されました。この二つの法律は、その後社会経済の上の変化があり、法律そのものにも改正を必要とする点もあつたので、昭和二十四年五月に改正されました。

二、健全な労働組合の保護育成

労働組合は多くの人々の集りです。すから、そのうごきが社会に及ぼす影響は非常に大きいのです。したがつて労働組合が正しく育つてゆくことは我が國の発展の上には是非とも必要で、労働法ではこういう組合を育てることを主眼としています。健全な労働組合とは、

(一) 経済的地位の向上（賃金とか労働時間とかの労働条件をよりよくすることなど）をその第一の目的とするもの。

従つて、何か事業を起してもう

けようとか、政治上の活動をする

こと、或は共済事業などを第一の目的とするような団体は、この法律では労働組合とはみなされません。

(二) 労働組合は労働者自身のものであることが必要です。もし、労働者以外の人たちが組合に入りこみ、その人たちの自由活動のまゝにまかせておくと、そういう人たちは、自分たちの都合のいゝようにこの大きな団体を利用してしまうおそれがあるからで

す。特に労働組合が使用者の御用組合になつてしまつたり、またある政党の手段になつてしまふことはその例も少なくなく、労働法では、前の場合、つまり使用者の御用組合になることを防ぐためにかなりくわしい定めをしています。

つまり、労働組合には使用者側の地位にあるようなこれ／＼の人たちは組合に入つてはいけません。また福利更生のための費用の他は使用者から組合をうごかすための金を貰つてはいけない、といううようなことがきめられています。

(三) 労働組合は民主的であることが必要です。労働組合が(二)でいつた労働者のものである以上、それが労働者すべてによつてうごかされること、つまり民主的なことが大切です。

組合をどううごかすをきめているのはその組合の規約ですから、組合規約によつて、そのことがはつきりきめられ、ば組合の民主性は一應保障されるわけです。そこで労働法は組合を民主的に運営するため組合規約の中に必ずきめておくべきものとして、大よそ次のような事柄をあげています。

- ① すべての組合員が平等であること。
- ② 人種、宗教、性別、又は身分によつて組合員たる資格を奪われないこと。
- ③ 役員選挙は原則として直接無記名投票で行ふこと。
- ④ 組合総会は少くとも毎年一回は必ず開くこと。
- ⑤ 組合の会計は公認の会計士若しくは計理士等の証明書をえて、年に一度は必ず報告すること。
- ⑥ ストライキに入るときは組合員の直接無記名投票の過半数できめること。
- ⑦ 規約の改正は組合員全体の過半数の賛成を必要とすること（此の場合の表決も直接無記名投票でなければならない）

労働法で育てようとしている労働組合とは大凡このような条件をそなえている組合で殊に(一)、(二)の条件をそなえていないと、この法律で労働組合として認められないことになります。こういう条件をそなえていないものにはこの二つの法律にきめてあるいろいろの手續に加わつたり、その救

済をうけたりすることは出来ないことになっています。

三、組合活動の保護

法律では組合活動の保護や、紛争解決のための手続きなどをきめています。主たる事項をあげますと次の通りです。

① 労働組合が行う団体交渉や争議行為などは正当なものであれば刑罰をうけたり、争議などによつて生じた損害を請求されたりすることはありません。これによつて労働組合は堂々と自分たちの地位の向上のために活動ができるわけです。だが、交渉や争議の時に暴力をつかうというようなことは正当な行為とはみとめられないことは勿論です。

② 労働委員会の斡旋、調停、仲裁

労働委員会は、労資間のいざこざを円満にまもてゆくために作られた機関ですが、その大切な仕事の一つが、この斡旋、調停、仲裁です。労働委員会は、労資の間に問題がおこつたとき、自らこれの世話をするとか或は申立てをまつて仲にたつとかいう仕事をするので、そのやり方や効力のうちがいによつて、この三種類があり、そのくわしいことは労働法にきめられています。労働委員会は中央労働委員会（中労委）と各都道府県に地方労働委員（地労委）

とがあり、中労委の下に統一ある活動を行っています。

③ 不当労働行為の救済手続

労組法は、正しい組合が自由に作られ自由にのびてゆくのを援助するために、組合の相手方である使用者がむやみに組合のことをじやましたり、自分の思うようにしようとしたりするのを防いでいます。つまり（一）使用者は、労働者が労働組合を作ろうとしたり、また組合の活動をしたことを理由にしてその労働者をクビにしたり、差別待遇をしたりしてはいけません。（二）組合代表との団体交渉を特別な理由もなしにこつとわつてはいけません。（三）組合を作つたり、うごかしたりするのに手を出してはいけません。こうゆう点です。使用者がもしこういふことをすると、労働委員会は申立てによつて調査し、そういうことがあれば速かに労働者（労働組合）を助けるような命令を出すのです。使用者がいづまでもその命令をきかないと遂には十万円以下の罰金、又は一年以下の禁錮にされます。この手続は、なるべく早く、そして両方の言い分を十分しらべて公平にやることが大切で、その細かいやりかたも規定されています。

尚労働委員会は、労働者、使用者、それから公益を代表する人たちから出来上つていて、斡旋、調停、仲裁などは労働組合代表、使用者代表、及び公益代表（中立）の三者代表でやりますが、不当労働行為の決定のような裁判に似たしことは公平を期するために、労働者側でも使用者側でもない中立である公益を代表する人たちだけで行います。

④ 労働組合が労働委員会の労働者を推せんすること

⑤ 労働組合がこの法律によつて法人になつても所得税、法人税がとられません。（この斡旋、調停、仲裁はそれ／＼違つた取扱ひ方を指しているの、新しい労働組合の専門術語を訳してあてはめたものですから漢字だけの意味に解さないこと）

四、労働協約

労働組合は使用者といふいろいろ自分たちの生活の向上のために話し合いますが、この話がまとまると双方の間に約束を結びます。これを労働協約といつています。

労組法はこの労働協約についても定めています。その要点は次の通りです。

① 労働協約は、組合と使用者との約束です。個人々々の労働者と使用者の間で交渉すると前にいつたように労働者がどうしても不利になるので、個人的に約束をしたいとしても、協約でそのことについて定めてあれば、協約に従ふことになります。

② 労働協約は書面に作成し、それにお互のサインをしなければ効力がありません。これは、あとで問題がおこらないためです。

③ 労働協約にはそれがいつからいつまでの間の約束だ、ということをはつきりさせておかなければなりません。この期間がたつて、もし一方がその協約をつげなければいつでもやめにすることができます。これは、社会、経済の状況はどん／＼変わるので、それを無理につげればどちらかが困るのが普通ですから双方がいゝといふは勿論かまいませんが、そうでないときはそれをやめにして、新しい協約を結ぶことが望ましいからです。

④ もし、一つの工場の中や、或る地域の中で、同じような仕事をしている労働者の大多数の人たちが、或る一つの労働協約の適用をうけるようなときは、残りの労働者にも、その協約がやはり適用されます。これは、すべての労働者の労働条件をなるべく同じようにしてゆこうという精神からきめられたものです。

五、労働組合と婦人部

一般に組合における婦人組合員の活動は、男子に比べてあまり活潑とはいへません。従つて現在婦人部は、婦人が男子と同じように組合員として活潑に組合活動に参加した組合の婦人指導者となるために、その教育訓練の機関として、その必要性を認められています。組合を男子のみにまかせずに、婦人も積極的に組合活動に参加し男子と共に責任を果せるよう

になるために、婦人部を大いに活用することは望ましいことです。しかしその運営に際しては、婦人部だけが独自の活動をして、組合の中の組合とならないように、十分注意することが必要です。

質問

① あなたの知る範囲で、労働組合の作られていない職場はありませんか。それはなぜでしょう。

② 職場に働く人が、労働組合を作ると、どの様な利益がありますか。

③ あなたは組合の総会にいつも出席していますか。総会その他の組合の集会で意見を述べたことがありますか。

④ あなたの組合は、組合員の手で自主的に動かされていますか。

⑤ あなたの組合には女子組合員が何名おられますか。組合の役員に婦人が何名入っていますか。

⑥ 組合婦人部の任務について考えてみましょう。

⑦ 民主的な組合とはどのような組合ですか。規約の上から研究してみましよう。

⑧ 労組法、労働法は労働組合をどの様に保護しておりますか。

⑨ 労働協約を結ぶにはどのような手続が必要ですか。

⑩ 使用者と労働組合の意見が対立してまともでないときには、どうしたらよいでしょう。

不 許 復 製

1950年2月25日 印 刷

1950年3月1日 發 行

東京都千代田區代官町1番地

編 集 兼
發 行 人

勞 働 省 婦 人 少 年 局

印 刷 人 永 井 直 保

印 刷 所 永 井 印 刷 工 業 株 式 會 社

り、そのま
きめられてい
中央労働委員
府縣に地方

GAa1/1

8-8-1-2



女性と仕事の未来館



00952534